

# 02 ダイバーシティ 子育て

# 1 少子化への対処【最重点】

(提案要求先 内閣官房・こども家庭庁)  
(都所管局 子供政策連携室・政策企画局)

- (1) 人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げること。
- (2) 子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける経済成長政策や社会保障制度を構築すること。
- (3) ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計すること。

## <現状・課題>

出生数の減少は、国の将来推計より約15年前倒しで進行している。予想をはるかに超える速さで進行する少子化の要因は複合的であり、社会のファンダメンタルズが複雑に絡み合っているが、国の人口減少、不安定な世界情勢、経済情勢にあって、若い世代が日本の社会経済や自分自身の未来に対して、明るい将来展望を描けなくなっていることもそのひとつと考えられる。

都は、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て期、教育・住宅、就労・職場環境など、ライフステージを通じた切れ目ない支援を実施してきた。都の取組に対し、都民の共感が寄せられているとともに、直近では都内の日本人の出生数が10年ぶりに増加に転じた。

少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて戦略的に対処する必要がある。

居住する地域に関わらず、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、人口戦略を含めた国家ビジョンや将来に向けた実効性ある成長戦略を明らかにするとともに、ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくことが求められている。

2030年代には若年層の人口が大幅な減少局面を迎えることから、更なる大胆な政策を、都や他道府県との連携・協力の下、早期に具体化していくことが必要である。

## <具体的要求内容>

- (1) 実態に則した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、人口戦略を含めた将来の国家ビジョンを掲げること。
- (2) 若者が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けるよう、実効性ある経済成長政策や、現役世代の負担を抑制しながら安定的で持続可能な社会保障制度を構築すること。
- (3) 「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくこと。

## 2 出会い・結婚を望む人が一步を踏み出す後押しとなる取組の推進【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 生活文化局)

- (1) 出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、各自治体の取組を支援する交付金の補助基準額や補助率の引き上げを行い、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
- (2) 出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

### <現状・課題>

コロナ禍前（令和元年 12 月）と比較すると、結婚を希望する都民の結婚に対する関心は高まっているものの、結婚に関心を有しながら婚活に取り組んでいない人は約 7 割に上っている。

都はこれまで、出会い・結婚を望む人が結婚に向けた一步を踏み出すことを後押しするため、交流イベントの実施や結婚に向けた気運醸成等の各種取組を展開してきた。また、令和 5 年 12 月から先行利用を開始した AI マッチングシステムについては、令和 6 年度から本格稼働し、結婚を希望する都民に対し、幅広い出会いの機会を提供している。2025 年人口動態統計の速報値によると、婚姻数は 2 年連続増加しており、この流れを確実なものにするため、対面及びオンライン双方の取組を通じて、今後一層の施策の推進を図るとともに、民間団体等への波及を図り、社会全体で結婚に向けた気運を醸成していくことが必要である。

一方で、民間企業等が展開する結婚相談所やマッチングアプリにおいて、結婚相手紹介サービスを不正に利用した事案等も発生している。近年ではマッチングアプリでの活動は非常に重要な婚活の手段ともなっており、利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 国は、出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、各自治体の取組を支援する交付金の補助基準額や補助率の引き上げを行い、自治体による結婚支援の取組を充実させること。

(2) 国は、出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

### 3 母子保健施策の充実

#### 1 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早急に先天性代謝異常等検査の対象に追加するとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

##### <現状・課題>

先天性代謝異常等検査は、疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことで障害を予防することを目的に、全都道府県が新生児に対し、20疾患の検査を公費負担で実施している。

一方で、最近では新しい治療法が開発されている疾患があり、大学や検査機関等で保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に20疾患以外のスクリーニング検査が進展している。

都では、全ての新生児が早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患について検査を受けられるよう、令和6年4月から重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、B細胞欠損症（BCD）の3疾患について、独自に公費負担を開始するとともに、令和7年3月からはライソゾーム病（LSD）のうちポンペ病（PD）、ムコ多糖症Ⅰ型（MPSⅠ）、ムコ多糖症Ⅱ型（MPSⅡ）についても対象に追加した。

国も、令和5年度から「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）を実施しているが、対象疾患は、重症複合免疫不全症と脊髄性筋萎縮症の2疾患のみである。

また、実証事業の全国展開は、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて目指すこととしており、国が実証事業を踏まえて、全国展開を行うまでには相当の時間を要することが見込まれる。

さらに、実証事業の補助率は2分の1となっており、自治体負担が発生している。

##### <具体的要求内容>

- (1) 実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加し、早急に全国展開すること。
- (2) B細胞欠損症やライソゾーム病の一部疾患など、そのほかの早期発見・早期治療による治療効果が高いとされる疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象疾患への追加を検討すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の措置等に当たっては、自治体負担が生じることのないよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

## 2 不妊治療等に関する支援の強化【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

妊娠・出産を望む方の不妊症・不育症の検査・治療に対する支援を充実させること。

### <現状・課題>

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)の結果では、不妊を心配したことがある(又は現在心配している)夫婦の割合は年々増加の傾向にある。

国は不妊治療について、都の要望どおり、令和4年4月から保険適用を開始し、ガイドライン上でA又はBランクとされた治療が保険収載された。また、Cランクの治療の一部については先進医療として保険診療との併用が可能となった。都は、不妊治療を行う際の経済的負担を軽減するため、令和4年度から、保険診療で体外受精・顕微授精を行う際に併せて実施した先進医療に係る費用を助成してきた。しかし、不妊治療における経済的負担は未だ重いことから、都は令和8年度から、新たに保険診療の体外受精及び顕微授精を含めた自己負担額について、助成することとした。

### <具体的要求内容>

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、保険診療の体外受精及び顕微授精並びに先進医療の自己負担分について、国の責任と財源において、自己負担の軽減を図る支援を行うこと。

### 3 卵子凍結等への支援【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局・保健医療局)

希望する方が安心して卵子凍結や無痛分娩を選択できる環境を整備すること。

#### <現状・課題>

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つである。

卵子凍結については、都が令和5年度から助成を実施した後、山梨県が令和6年度から卵子凍結支援事業、大阪府が令和7年度から早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業を開始するなど、自治体での取組が先行している。

国は、新たに、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発と卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業を行う。モデル事業では、広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこととしており、健康な女性が行う卵子凍結については、広義の医学的適応の比較対象として取り扱われている。

また、実施割合が上昇している無痛分娩については、都が令和7年10月から費用助成等を開始しているが、国は、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する」とされているものの、第221回国会（令和8年特別会）に提出された健康保険法等の一部を改正する法律案では無痛分娩にかかる費用については具体的な明記はなく、安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境整備のための具体的な方策についても示されていない。

#### <具体的要求内容>

- (1) 卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業について、先行して事業を実施している地方自治体の取組も参考に知見の収集や知識の普及を行うこと。
- (2) 女性の人生の選択肢を広げるため、健康な女性が行う卵子凍結についても十分なデータを収集し、課題等を検証すること。
- (3) 収集した知見や卵子凍結に関する様々な課題等の検証結果については、自治体にも共有すること。
- (4) 妊婦が希望に応じて安心して選択できるよう、無痛分娩に必要な環境の整備を早期に進めるとともに、経済的負担軽減を図ること。

## 4 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局・子供政策連携室)

産後ケア事業について、区市町村や委託先医療機関等の運営の実態や大都市の実情に即した補助制度とするとともに、産後ケア事業の委託単価や様式等について全国共通の統一的な基準等を示すこと。

### <現状・課題>

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行う取組であるが、母子保健法（昭和40年法律第141号）改正により令和3年度から事業実施が区市町村の努力義務となり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）改正により令和7年度からは地域子ども・子育て支援事業としても位置付けられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされている。

本事業は、区市町村が医療機関や助産所等に対し、主に利用者実績に応じて委託料を支払っているが、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱では1か所当たりの補助基準額が定額となっているため、1施設で多くの利用者を受け入れた場合等に、補助基準額超過が発生し、区市町村の自己負担が発生してしまう。

また、医療機関等からは固定の運営費への支援が必要との声も上がっている。

さらに、東京においては、産後ケア施設の修繕・改修費、物件費、人件費等は他の地域と比較し割高であるが、国の補助基準額は全国一律である。

加えて、複数の区市町村の利用者を受け入れている医療機関等では、委託単価や各種加算・整備費の考え方、報告書や安全管理マニュアル等の様式などが区市町村によって異なることで、円滑な事業運営に支障が生じている。区市町村からは、これらについて、国から一定の考え方や様式が示されないと統一は難しいという意見がある一方、令和8年3月に改定された「産後ケア事業ガイドライン」では具体的な考え方や様式は示されておらず、利用者目線に立った一貫性・整合性のあるサービスの提供が困難な状況である。

### <具体的要求内容>

- (1) 産後ケア事業の補助について、運営費等の固定費と利用者数の実績に応じて加算される変動費とを組み合わせるなど、補助基準額を設定するなど、区市町村や委託先医療機関等の契約や運営の実態に即した補助制度とすること。
- (2) 修繕・改修費、物件費、人件費等の地域差について、大都市の実情に合わせて、適切に補助基準額に反映すること。
- (3) 国として産後ケア事業の標準的な委託単価の設定、加算や整備費など医療機関等における共通経費の自治体間の負担方法、報告書や安全管理マニュアル等の様式などについて、全国共通の統一的な基準や考え方を示すこと。

## 5 5歳児健康診査の推進

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

- (1) 5歳児健診の取組が進むよう、国の補助事業について十分な財政措置を行うこと。
- (2) 健診に従事する専門職への研修等の充実を図ること。
- (3) 保育、教育、療育等、フォローアップ体制整備の取組が進むよう、必要な財政措置に講じるとともに、関係部門の理解が進むよう、国から働きかけを行うこと。

### <現状・課題>

5歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、子供の発達特性を把握する5歳児健診は重要とされている。

国は、2028年度（令和10年度）までに、全国の自治体での実施率100%を目指すとしており、補助事業も創設しているが、健診実施に見合った補助単価ではないため、自治体において負担が生じている。

また、健診実施に当たっては、医師や保健師、心理職など専門職を養成するための研修等の機会を確保する必要がある。

さらに、5歳児健診において所見が認められた場合には、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要であり、都は、令和7年度から健診やフォローアップに当たっての関係機関との連携促進を行うコーディネーター配置や周知に取り組む区市町村を支援している。

### <具体的要求内容>

- (1) 自治体での5歳児健診の取組が進むよう、国の補助事業については、実施人数に応じた補助単価だけでなく、固定費の単価も加えるなど、小規模自治体でも実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。
- (2) 5歳児健診が円滑に実施できるよう、国において、健診に従事する専門職への研修等の充実を図ること。
- (3) 地域におけるフォローアップ体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、取組が円滑に進むよう、保育、教育、療育等の部門に対して、国から理解促進に向けた働きかけを行うこと。

## 6 妊婦健康診査の望ましい基準に基づく標準額の適切な設定

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

妊婦健康診査の望ましい基準に基づく標準額の設定について、大都市の実勢を十分に踏まえるとともに、積算根拠を明らかにすること。

今後のスケジュールや具体的な運用方法等について、速やかな提示及び丁寧な説明を行うこと。

また、妊婦健康診査の安定的な実施のため、十分な財政措置を確実に講じること。

### <現状・課題>

妊婦健康診査は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 226 号）により実施が望ましい検査項目が示されており、「望ましい基準」の実施に必要な経費は地方財政措置がされている。しかし、自治体間の公費負担額設定には乖離が発生していることに加え、自由診療であるため、医療機関等の価格設定にも大きな乖離が発生しており、妊婦の経済的負担が生じている。

国は、妊婦の経済的負担を減らすため、母子保健法を改正し、「望ましい基準」に基づく健診実施に係る標準額を定め、各自治体及び医療機関等は標準額を勘案するよう努めることを改正法に含めるとしているが、標準額の算定方法や運用方法については、不透明な状況である。

都市部の医療機関等において、標準額を勘案した額で健診を実施するためには、立地や物価が異なる都市間の状況や実勢価格等を反映し額を設定する必要がある。

また、自治体における公費負担額設定については、医師会等の関係機関と事前協議を行うため、標準額設定に係る進め方やスケジュール等の速やかな把握が重要であることに加え、標準額を勘案した公費負担額設定とする場合、自治体の財政負担の増加が想定されるため、十分な財政措置が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 妊婦に経済的負担をできる限り求めない環境整備と併せて、医療機関の経営にも影響が生じないように、大都市の実勢を十分に踏まえて標準額を設定し、積算根拠についても明らかにすること。
- (2) 標準額を勘案した妊婦健康診査の実施に当たっては、今後のスケジュールや具体的な運用方法等について、速やかに示すとともに丁寧な説明を行うこと。
- (3) 妊婦健康診査の安定的な実施のため、十分な財政措置を講じること。

## 7 若者の身体や心の悩みに関する相談支援体制等の整備

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局・子供政策連携室)

自治体や医療機関が、若者を対象とした相談事業を実施できるよう国として必要な対応を行うとともに、財政措置を講じること。

また、若者に性や妊娠を含む健康に関する必要な情報が的確に伝わるよう、普及啓発を推進すること。

### <現状・課題>

現在、思春期の中高生等を含む若者は、身体や心の健康課題に対して多くの悩みを抱えている一方、インターネット等からの情報収集では知識の偏りが生じることや、心理的抵抗により親に相談しにくい等により、正しい知識の理解・活用が進まない状況がある。

また、プレコンセプションケア推進5か年計画においても、相談者が気軽に性と健康・妊娠に関する悩みを相談できるよう、自治体等における「性と健康の相談センター」に加え、身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図ることとしている。

上記を踏まえ、都では、令和4年度から、若者の身体や心の悩みに対し、看護師等の専門職が電話、メール及び対面で対応する相談窓口を設置している。この窓口は、匿名相談が可能のため気軽に利用できる一方、医療機関の受診が必要な場合、迅速かつ確実な受診に繋げることが困難である。そのため、令和8年度から、若者が身近な医療機関で相談しやすくなるよう、地域において若者を対象に専門職による個別相談を実施するユースクリニックへの補助を都独自に開始する。

若者が身近な地域で相談できるような体制を整備するため、上記のような若者を対象とした相談窓口の取組を全国的に拡大できるよう、相談事業の担い手の育成を支援するとともに、財政支援を行うことが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 自治体や医療機関が若者を対象とした相談事業を実施できるよう、医師や看護職等に対する研修プログラムの策定など国として必要な対応を行うこと。
- (2) 自治体や医療機関における相談事業の実施に要する費用を補助すること。
- (3) 国は、若者の現状を十分に分析し、その特性に応じて必要な情報が的確に伝わるよう、思春期における健康管理情報の発信に取り組むこと。

## 8 母子保健DXの推進

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

- (1) 区市町村が母子保健情報のデジタル化を一体的に進められるよう、補助額の拡大など必要な財源措置を講じるとともに、令和9年度以降も継続的に自治体等へ補助を行うこと。
- (2) PMHが全国展開された後の運用費用について、国として必要な財源措置を講じること。
- (3) 自治体や医療機関等にPMH接続によるメリットや方策を具体的に示すとともに、必要な準備期間も考慮した上で全国展開に向けたスケジュールを設定すること。

### <現状・課題>

国は、全国共通の情報連携基盤（PMH）や電子版母子健康手帳を活用することで、スマートフォンでの健診結果の確認等を実現し、住民の利便性の向上や自治体・医療機関の事務負担の軽減等を目指す母子保健DXを推進しており、母子保健法（昭和40年法律第141号）の改正や「母子保健デジタル健診実証事業」など、全国展開に向けて準備を進めている。

母子保健DXの推進に当たっては、「母子保健対策強化事業」において母子保健事業のデジタル化に係る経費を補助しているが、当該事業は他事業も対象であることに加え、自治体だけではなく、健診や産後ケアを担う医療機関等についてもシステム等を導入する必要があることから、国基準を上回る経費を要するとの声が届いている。このため、都は、国の補助事業に加えて、都独自の補助事業を創設し、区市町村の取組を推進している。

また、自治体の健康管理システムの改修については、ベンダーの人手不足等により令和8年度中のシステム改修が不可能な自治体も見込まれるが、令和9年度以降の国による支援は未定となっているほか、PMHが全国展開された後の運用費用について、自治体（都道府県及び区市町村）の負担の有無を含め、方向性が示されていない。

さらに、自治体や医療機関等における取組を着実に進めていくためには、PMH接続についてメリットや方策を具体的に伝える必要があるが、現行のスキームでは、医療機関において、健診等のデータをPMH接続端末と電子カルテに重複して入力する必要がある、PMH接続のスケジュールが具体的に示されていない等の課題がある。

<具体的要求内容>

- (1) 母子保健DXの推進に向け、区市町村が健康管理システムの改修や電子版母子健康保健手帳の導入、産後ケア等を含めた母子保健情報のデジタル化を一体的に進められるよう、補助額の拡大など必要な財源措置を講じるとともに、令和9年度以降も継続的に自治体等へ補助を行うこと。
- (2) PMHが全国展開された後の運用費用について、国として必要な財源措置を講じること。
- (3) 自治体や医療機関の取組を着実に進めていくため、PMHと電子カルテの連携などPMH接続のメリットや方策を具体的に示すとともに、システム改修等に必要な準備期間も考慮した上で、全国展開に向けたスケジュールを設定すること。

## 4 子供・子育て施策の推進

### 1 子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局・子供政策連携室・生活文化局・産業労働局)

#### (1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

##### <現状・課題>

国は令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

しかしながら、公定価格の基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

加えて国は、令和8年度予算において保育対策総合支援事業費補助金、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、母子保健衛生費国庫補助金等の大都市特有の事情を考慮せず、財政力指数が1を超える場合などに補助率を引き下げることとしている。

また、現下のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を交付するとともに、令和7年度については「公定価格における運営継続支援臨時加算」等により臨時的に対応しているが、保育所や学童クラブ、児童養護施設等の安定的な運営を確保し、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質の維持向上を図るためには、公定価格に反映させるなど物価高騰への抜本的な対策が必要である。

##### <具体的要求内容>

保育サービスの充実をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護等の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保すること。

公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。また、財政力指数等を理由とした補助率の引き下げを行わないこと。

現下の物価高騰の影響も踏まえ、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質が低下することのないよう、必要な財源を措置する恒常的な仕組みを構築すること。

(2) 公定価格について、地域の実情等を踏まえ、保育所等が必要な人材を確保できるよう、確実に財源措置を行うこと。

<現状・課題>

保育所等における公定価格の地域区分については、近年、隣接する地域の区分に合わせて引き上げを行う補正ルールの見直しが行われている。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。令和7年度から、国家公務員等の地域手当の区分設定については、市町村ごとから都道府県ごとにすることを基本とする見直しが行われたが、公定価格における地域区分の見直しは実施せず、引き続き議論することとされている。

3歳児に係る職員配置基準については、平成27年度から、20:1から15:1に改善した場合の加算措置が設けられ、令和6年度から、年齢別職員配置基準が20:1から15:1に改正されるとともに、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする経過措置が設けられていた。今般、国は、3歳児の年齢別配置基準について、経過措置期間を令和9年度末までとする省令改正を行ったが、現在、加算措置とされている3歳児の職員配置改善に係る財源措置について、経過措置期間終了後の対応が明らかにされていない。

<具体的要求内容>

公定価格の地域区分について、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえ、保育所等が必要な人員を十分に確保できるよう設定すること。

保育所等における3歳児の職員配置基準の経過措置終了に伴い、保育所等において必要な人員が十分確保できるよう、公定価格において確実に財源措置を行うこと。また、経過措置の終了までに保育所等が必要な対応を行えるよう、早期に財源措置について明らかにすること。

(3) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に

対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

#### <具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が必要な保育サービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

(1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

(2) 大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(4) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

#### <現状・課題>

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できな

い等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

令和7年4月に「出生後休業支援給付金」が創設され、両親ともに14日以上の育児休業を取得した場合などに、育児休業給付金等と併せて最大28日間分が支給されることになったが、これらはまだ一部期間に限られた支給であり、その後の育児休業給付金の給付率では、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

#### < 具体的要求内容 >

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(5) 対象世帯の所得に関わらず、0歳から2歳児までの全ての子供について保育料無償化を早期に実現すること。

#### < 現状・課題 >

国は、平成29年12月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、0歳から2歳児までについては、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やその財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、3歳から5歳児までの全ての世帯及び0歳から2歳児までの住民税非課税世帯を対象として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが、0歳から2歳児までの住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、少子化対策は一刻の猶予もないことから、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた

全ての多子世帯の保育料の負担を軽減してきており、令和5年度からは第2子の保育料を無償化した。さらに、令和7年9月から国に先駆けて第1子の保育料の無償化を実施している。

<具体的要求内容>

- (1) 望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、0歳から2歳児までの全ての子供の保育料無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

(6) 自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和8年2月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は10年連続で過去最少を更新する年間約70.6万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、0歳から18歳までの子供を対象に、一人当たり月額5千円、年額6万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法（昭和40年法律第33号）では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

<具体的要求内容>

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

## 2 保育施設に対する指導検査の強化・保育所等における虐待等への対応

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

(1) 認可保育所等に対する指導検査の実効性を確保するため、法改正等を行うこと。

### <現状・課題>

都内の保育施設において、児童に対する虐待や保育士配置の偽装等の重大事案が発生しており、児童の安全・安心や、保育施設の適正な運営を確保できるよう、保育施設に対して、速やかに指導検査を実施しているが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指導検査が拒否されるなど、事実確認が困難となる事例も発生しており、より実効性の高い指導検査をすることが求められている。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）上、特定教育・保育施設の設置者等が検査を拒んだ場合等は、区市町村長は確認の取消しや期間を定めて全部又は一部の効力を停止することができるとされている。一方、児童福祉法上、認可保育所等が都道府県知事による検査を拒んだ場合等に関する規定がなく、検査拒否により、運営実態が確認できない場合には、指導する権限を行使できない。

また、保育事業には、社会福祉法人のほか株式会社等の多様な事業者が参入しており、区市町村の域外や都道府県を越えて広域展開している事業者が存在している。こうした事業者は、都道府県域を越えて保育士の人事異動や資金移動を行っており、保育施設に対する指導検査において、他県にある施設の運営状況について、確認が必要となる場合があるが、指導検査に応じる義務が保育事業者にはないことから、情報提供に応じない事業者が存在する。

保育サービスの拡大に伴い全国的に事業展開する事業者が増加する中、指導検査において、都道府県間での情報共有の必要性が増している。しかしながら、国は、都道府県と管内市町村との連携については、相互に情報共有を行うよう通知しているが、都道府県域を越えた事業者の情報については、相互の情報共有を行うことを求めている。その結果、都道府県域を越えて情報提供を依頼した場合においても、個人情報の保護を目的として、情報提供が行われない場合がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 行政による指導検査の実効性を確保するため、認可保育所や幼保連携型認定こども園をはじめとする児童福祉施設等が指導検査を拒否や妨害をした場合についても、指導権限の行使が可能となるよう、改善勧告や公表等の対象とする児童福祉法等の改正を行うこと。
- (2) 都道府県域を越えた情報共有により適切な事業者指導が可能となるよう、個人情報を含む指導検査に必要な情報共有の取扱いを明示すること。

(2) 保育所等の職員による虐待に関する通報等に対し、都道府県及び区市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、ガイドラインの記載内容を充実するとともに、必要な人員体制の確保のための財政支援策を講じること。また、専門人材の確保・育成や自治体職員等の対応力強化に資する研修や、虐待の早期把握及び再発防止に向け、カメラ等の設置・活用ができるよう、取組を進めること。

#### <現状・課題>

令和7年10月に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設など、虐待対応の強化等を図る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が施行され、保育所等について、都道府県等の所管行政庁が、虐待に関する事実確認の措置及び児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずること等が新たに規定された。このため、都道府県及び区市町村においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、事実確認や施設への指導等を行い、相互に連携しながら対応している。

一方、令和7年10月以降、自治体には虐待等に関する通報が多数寄せられているが、国のガイドラインにおいては、基本的な虐待対応が示されているものの、客観的な証拠が得られない場合や通報の匿名性、保護者等の意向に配慮を要する事案への対応等も含め事実確認に係る具体的な調査手法が示されておらず、また、虐待判定プロセスの事例も限られており、記載内容が十分でない。また、虐待等の事案に迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防ぐためには、所管行政庁が機動的に事実確認等を行うための職員体制の整備が不可欠である。しかしながら、こうした体制の整備を図るための予算措置を国は講じていない。

性的虐待への対応を含め、被害児童への聞き取りなど知識やスキルが求められるが、自治体職員がこうした知識を取得するための機会が十分ではなく、自治体職員を支援する専門人材も不足している。

虐待の被害を速やかに特定し被害の拡大を防止するためには、カメラの映像等客観的な証拠の確保が有効であるが、保育所等におけるカメラ等の設置に対する支援が十分ではない。

#### <具体的要求内容>

(1) 多数寄せられる虐待に関する通報等に対し、都道府県及び区市町村が迅速かつ適切に事実確認や施設への指導等を行うことができるよう、具体的な調査手法や、より詳細な虐待判定プロセスの事例等について、ガイドラインの記載内容の充実を図るとともに、必要な人員体制の確保のための財政支援策

を講じること。

- (2) 虐待対応における専門性の確保及び対応力の向上を図るため、自治体職員等の対応力強化に資する研修の実施、好事例の共有や実施方法に係るノウハウの整理・提供など、自治体の取組を支援すること。あわせて、保育所等における虐待を未然に防止するため、虐待事案の分析結果や再発防止に資する事例等の周知の取組を進めること。

また、性的虐待への対応を含め、被害児童への聞き取りなど専門的知見を要する事案に適切に対応できるよう、国において専門人材の確保・育成を進め、自治体において活用できる仕組みを構築すること。

- (3) 虐待事案の早期把握及び被害の拡大防止を図る観点から、保育所等の実情に応じてカメラ等の設置や活用ができるよう、財政的支援を十分に行うこと。

### 3 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・財務省)  
(都所管局 福祉局)

#### (1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

##### <現状・課題>

都においては、引き続き、局地的に発生する保育需要を踏まえた保育の受け皿確保に取り組む必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、令和8年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村であり、かつ国庫補助額が1億円を超える区市町村については、補助率が2分の1から3分の1へと引き下げられた。また、土地借料への支援に関しては、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

##### <具体的要求内容>

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の額が乖離している都市部においては、財政負担が大きいことを踏まえ、補助率を引き上げること。さらに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

#### (2) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

##### <現状・課題>

より良い保育サービスを提供するためには、今後も保育人材の確保・定着は重要である。

国の保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和7年度は、採用後5年目までに縮小された。

また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

加えて、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和2年度からは、直近2か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近2か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和3年度からは、直近2か年の有効求人倍率が連続して2未満の区市町村

について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。その上、令和7年度からは、補助基準額の上限が82,000円から75,000円へ減額され、加えて、一人1回限りの適用とする見直しが行われた。この見直しは、大都市の住宅事情や大都市で働く保育士の働き方に見合った制度となっておらず、また、新たに、事業者や自治体において過去の適用状況を確認する事務負担が生じるとともに、潜在保育士が再び保育士として働く意思を阻害することも懸念される。

また、令和7年度は、国が宿舍借り上げ支援事業の交付額を減額しており、自治体の事業執行に大きな影響が生じ、保育士の確保・定着の取組が進まないことが懸念される。

#### < 具体的要求内容 >

保育士宿舍借り上げ支援事業について、採用年数の縮小や交付額4分の3の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

加えて、周辺自治体と比較して低い補助基準額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

補助基準額の上限については、大都市の住宅事情を踏まえたものとなるよう、補助基準額を増額すること。

一人1回限りとする新たな要件について、事業者や自治体の事務負担が増大しないようにするとともに、潜在保育士の働く意思を阻害しないよう配慮すること。

補助金交付額の減額は、保育サービスの安定的な提供を脅かす極めて重大な問題であるため、国の責任で必要な財源を確保すること。

## 4 多様な保育サービスの充実

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

(1) 保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

### <現状・課題>

国は子ども・子育て支援新制度における「質の向上」に向けた取組として、保育士一人当たり年間5日の研修機会を確保するための支援を行うこととしているが、3日分の支援にとどまっており、都は令和6年度から、新たに2日分の研修受講に要する経費を支援している。

### <具体的要求内容>

保育士が研修を受講するための支援を充実すること。

(2) 保育所の施設整備等に係る支援を充実すること。

### <現状・課題>

就学前教育・保育施設整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

令和6年度は、第1回協議において協議申請額が予算の上限に達したことにより、第1回協議案件の一部が不採択となった。その後の協議では時期の遅れや対象事業の限定などが生じ、自治体や事業者においては施設整備計画の見直しが必要となるなどの影響を受けた。令和7年度は必要な予算措置がなされたが、今後も国の責任で必要な財源を確保する必要がある。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。

また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

局地的な保育ニーズの増加に対し、既存施設の余裕スペースを活用して、利用定員を超えて緊急的に受け入れる取組も有効であるが、事業者が保育士を増やして受け入れ態勢をとっても、結果的に入所に至らなかった場合は給付費の対象とならず、取組が進んでいない。

<具体的要求内容>

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。  
また、活用を希望する全ての整備に対して交付がされるよう、十分な財源を確保すること。
- (2) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (3) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (4) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。
- (5) 大規模マンション建設時の保育所整備については、自治体から開発事業者への要請だけでは必ずしも設置に繋がらないことから、国においても具体的な支援に取り組むこと。
- (6) 局地的な保育需要の増加に対応するため、利用定員を超えて受け入れ態勢を確保し、結果的に入所に至らなかった場合についても、態勢確保に対する財政支援を行うこと。

(3) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(4) 安定的に保育人材が確保できるよう制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。

これにより、処遇改善等加算の算定の際にキャリアアップ研修受講者の情報を確認することが求められているが、受講者の情報は受講者本人と研修施設しか把

握しておらず、保育所等での確認事務に多大な負担がかかっている。修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、国は現在、システム構築を行っていない。

また、eラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

令和7年度からは補助基準額が、受講者一人当たり14,000円とされたが、都市部においては会場借上げ費や運営管理費等が高額であり、実態に合った単価となっていない。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。加えて、令和6年度の補正予算では、養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする拡充も行われた。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。また、令和8年度から、新規の貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件が新たに設けられたが、保護者等の収入に応じて一律に制限することで貸付けを必要とする学生が利用できなくなることが懸念される。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算（区分2）は都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

施設において保育の質を向上するためには、施設長や保育士等がより保育に注力できるよう、事務職員を雇うなど保育現場で事務の負担軽減を図る環境を構築する必要がある。しかしながら、公定価格に含まれる事務職員分は非常勤相当であり、また、加算額も不十分で、現場の実態に合った財政措置がなされていない。

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助しているが、保育士資格を有する保育補助者について補助対象期間が1年間を限度とされており、保育士として復帰する前の従事期間として不十分である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築し、基礎自治体における処遇改善等加算の審査の簡略化、職員の異動や新規採用における各施設の事務負担軽減が図られるようにするとともに、eラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一の

スキームを詳細に示すこと。

また、都市部の実態に合わせて、安定的に研修が実施できるよう受講者一人当たりの単価を増額すること。

- (2) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。また、貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を撤廃すること。
- (3) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や給付費を増額すること。
- (4) 保育所等の事務負担の軽減が十分図られるよう、基本分単価に含まれる事務職員一人（非常勤相当分）や、事務職員雇上費加算等について、実情に応じた額に引き上げるなど、保育現場の実態に合わせた財政措置を行うこと。
- (5) 処遇改善等加算（区分2）について、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。
- (6) 潜在保育士が保育現場に継続的に関わりながら職場復帰を目指しやすい環境を整備するため、保育士資格を有する保育補助者を雇い上げる場合の補助対象期間を拡大すること。

(5) 夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

#### <現状・課題>

国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。

夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象とならないことに加え、その開所時間は、午後10時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。

夜間保育所が午後10時以降開所した場合については、令和2年度から、延長保育事業の補助単価が拡充された。しかしながら、認可保育所は対象とならないことに加え、その拡充内容が深夜の運営に要する費用として不十分である。

また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。

このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を実施しており、夜間の保育において留意すべき事項を示している。

#### < 具体的要求内容 >

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後 10 時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

### (6) 病児保育事業の推進に必要な制度設計を行うこと。

#### < 現状・課題 >

病児保育事業は、利用者数が季節や病気の流行に左右され経営が安定しないため、国は子ども・子育て支援交付金について、これまで基本分単価の引き上げや当日キャンセルが生じた場合の加算を創設し、令和 7 年度には、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合の加算を創設したが、安定的な運営を図るためには、利用実績によらず定員に応じた支援の創設など、更なる充実が必要である。

また、補助基準額が全国一律であり、大都市の実情が考慮されていないことや、保育所等では制度化されている処遇改善等加算相当が補助基準額に含まれていないことも、事業の拡大を妨げる要因になっている。

利用者の利便性と施設の安定的な運営のために、近隣の自治体と連携した「広域利用」の実施も促進していく必要がある。令和 8 年度からは、広域利用の受入れを行うとともに予約システムを導入している施設の運営費を拡充しているが、依然として整備に関する支援はなく、不十分な内容となっている。

さらに、病児保育がより利便性の高いサービスとなるためには、施設の予約や空き状況を確認できるオンライン予約システムの導入を促進する必要があるが、導入経費に係る補助率が不十分であり、また、運用経費は対象となっていない。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 利用実績にかかわらず定員に応じて必要となる運営費、大都市における地価や処遇改善等加算を含めた人件費を考慮した補助制度にすること。
- (2) 総事業費のうち利用者負担で賄う額について、利用料と利用状況の実態を踏まえて再検討し、補助単価を増額するよう制度の見直しを行うこと。
- (3) 複数の自治体が共同で行う整備に対して支援を実施するとともに、現場の実態を踏まえて運営費を充実するなど、区市町村が広域利用に取り組みやすい仕組みを整備すること。

(7) 保育所等における医療的ケア児の受入れのための支援の充実を図ること。

<現状・課題>

医療的ケア児が希望する場合に、保育所等の利用が可能となることは、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るために重要である。

国は、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備を目的として、平成 29 年度から「医療的ケア児保育支援モデル事業」を開始した上で、令和 3 年度以降は「医療的ケア児保育支援事業」として一般事業化しており、看護師等の配置や職員の研修受講等の支援を行っている。

しかし、看護師等の配置経費の補助基準額は 2 名分相当であり、これを超える配置を行った場合は補助を受けられないほか、代替対応を行う看護師等の配置経費は補助対象となっていない。さらに、施設運営上不可欠である、職員が加入する賠償責任保険の費用は補助対象となっていない。

また、医療的ケア児の受入れ等を進めるためには、専門性を有する医師等による施設への助言も必要である。

<具体的要求内容>

保育所等における医療的ケア児の受入れが進むよう、看護師等の配置経費の補助基準額を引き上げるほか、賠償責任保険の費用等を補助対象とするなど、施設に対する補助制度を充実すること。また、専門性を有する医師等が施設に助言を行う体制を整備する区市町村への補助を行うこと。

(8) 保育士資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

また、保育士登録を取り消すことができる場合の規定の運用についてもこれが適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和 4 年 6 月に公布された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録の取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化が行われている。令和 5 年 3 月に「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(令和 5 年 3 月 27 日付子発 0327 第 5 号局長通知)が発出されたが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのかということや、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。

保育士を雇用する者には、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者が記録された国のデータベースの活用と、雇用する保育士が性暴力等を行った場合における都道府県知事への報告が義務付けられている。しかし、児童生徒性暴力等を保育所等に勤務する保育士が保育所等以外の場所で行った場合や保育所等に勤務していない保育士が行った場合には、雇用主による都道府県知事への報告が行われず、結果として保育士登録の取消しとデータベースへの記録ができない懸念がある。

また、児童福祉法上、都道府県知事は、保育士が保育士の信用を傷つける行為を行った場合等に保育士の登録を取り消すことなどができるとされている。しかし、信用を傷つける行為の具体的な内容や保育士の名称の使用停止の期間についての明確な定めは設けられておらず、該当事案の周知もなされていないことから、都道府県での対応が困難になっている。

保育士資格は国家資格であることから、児童生徒性暴力等を行った保育士の保育士資格管理の厳格化や保育士の信用を傷つける行為を行った保育士の登録取消しについては、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

#### < 具体的要求内容 >

児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。

保育士による児童生徒性暴力等の情報を警察が把握した場合には、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

また、保育士の信用を傷つける行為などを行った保育士の登録取消し及び再登録について、早期に統一かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示するとともに、都道府県知事へ通知される制度を整えるなど、保育士登録を遺漏なく取り消せるようにすること。

## 5 未就園児の定期的な預かり制度の充実

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 福祉局・子供政策連携室・生活文化局・教育庁)

保護者の就労等の有無にかかわらず、より多くの乳幼児を保育所等で定期的に預かることができるよう、制度の充実を図ること。

### <現状・課題>

東京都では、令和5年度から「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を創設した。本事業は、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園・保育所等を地域の社会資源として位置付け、保護者の就労等の有無にかかわらず乳幼児を定期的に受け入れることで、早期から多様な他者と関わる機会を確保するものであり、令和7年9月からは、保育所同様、利用者負担額を無償化している。また、令和7年度に「医療的ケア児等の育ちの支援事業」を創設し、保育所等を利用できない医療的ケア児等を対象に、ベビーシッターによる保育を提供している。

こども家庭庁においても、令和7年度からは「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を法律上制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施しているが、対象となる子供の年齢が0歳6か月から2歳までとしているほか、利用時間の上限が1月当たり10時間までとされており、また、ベビーシッターによる保育が対象外となっているなど、日々成長し続ける子供への対応として、不十分な内容となっている。

### <具体的要求内容>

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」において、医療的ケア児等を含め、全ての乳幼児が早期から多様な他者と関わる機会を確保できるよう制度を充実すること。

また、望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、利用者負担額の無償化を早期に実現すること。

また、制度の実施に当たっては、様々な主体が取り組みやすいものにするとともに、安定的な財源を確保した上で、地域ごとの実情も踏まえた十分な財政措置を講ずること。

## 6 学童クラブの設置促進【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

- (1) 学童クラブの待機児童解消に向けた支援を充実すること。
- (2) 学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

### <現状・課題>

学童クラブは、就学後も安心して過ごせる生活の場を児童に提供するとともに、保護者の就労支援のために欠かせないサービスになっている。しかし、女性就業率の上昇等を背景に学童クラブの利用ニーズは引き続き高まっており、小学校入学を契機として仕事と子育てとの両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」が課題となっている。加えて、平成27年度から利用対象が小学6年生まで拡大したこと等により、希望しても登録できない待機児童数が増加し、現在も高い水準で推移している。

学童クラブの運営実態に対する公的支援について、国は平成27年度以降、運営費の補助基準額の見直しや補助メニューの充実などを図ってきたものの、運営費に係る補助額は、依然として総事業費を大きく下回っている。

都は、こうした現状を踏まえ、待機児童解消計画を策定した区市町村に対し、整備費に係る区市町村負担軽減や児童館等を活用した多様な居場所づくりなどへの支援を行ってきた。加えて、令和7年度からは、賃借料補助、利用調整支援事業、送迎支援事業の上乗せ補助を実施している。また、サービスの質の向上を目的として、同年度より、国の基準を上回る職員配置（1支援当たりの放課後児童支援員の数を3人以上）を要件とする認証学童クラブ事業を開始し、その運営水準を確保するために必要な経費への支援を行っている。

さらに、令和8年度から学童クラブで働く職員の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とし、学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業を都単独で実施している。

### <具体的要求内容>

- (1) 学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
- (2) 区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

## 7 企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の意向確認の義務化などの周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

### <現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和6年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が86.6%である一方、男性は40.5%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などが盛り込まれた育児・介護休業法（平成30年法律第76号）が施行されており、令和7年4月以降段階的に施行された法改正の内容を含め、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となっているが、令和7年10月からは育児期の柔軟な働き方を実現するための複数措置が加わっており、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備

等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、施行された法改正の内容を含め、その周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 育児目的休暇等の導入など従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業における取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

#### 参 考

#### 【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け  
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和  
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得  
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け  
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

（施行日 令和7年4月1日）

- 1 所定外労働時間を免除する対象を子の小学校前まで広げる。
- 2 3歳未満の子を養育する場合に講ずる短時間勤務制度の代替措置の努力義務にテレワークを追加

- 3 子の看護休暇については、小学3年生修了まで対象を広げ、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を対象に追加
- 4 男性の育児休業について、300人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに100人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

（施行日 令和7年10月1日）

- 1 企業は、子の3歳から小学校就学前までは、①始業時間等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。

**【育児・介護休業法の概要】（ハラスメント関連部分）**

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
  - （1）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
  - （2）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
  - （3）派遣労働者の派遣先にも以下を適用
    - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
    - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化  
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

## 5 高等学校等における授業料の無償化等【最重点】

### 1 高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。

#### <現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきである。都はこれまで、独自に高等学校等における就学支援に係る取組を進めてきた。

今般、国は高等学校等就学支援金について、令和8年度から収入要件の撤廃等の大幅な見直しを行い、国として学校教育費に係る支援の一定の方向性を示した一方、国と地方の役割分担の在り方については、4分の1の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。加えて、外国籍生徒等の中には支援対象外となる生徒が残されるなど、検討課題は依然として残っている。

また、就学支援金の支給期間は従前から全日制課程で36月、定時制課程及び通信制課程で48月までとされているが、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、無償化の対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では4年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において国の無償化の対象となるのは、卒業に必要な74単位まで、また、年間に30単位までとしており、その単位数を超えるものについては、無償化の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため74単位を超えて、また、年間30単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。  
特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

- (2) 以下の事情に該当する授業料について、無償化の対象とすること。
- ア 留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程で 48 月を超えて在籍する者の授業料
  - イ 定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合において、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料
  - ウ 月の中で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料
- (3) 都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。
- (4) 無償化の申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。
- (5) 無償化の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないように全額国が負担すること。

## 2 私立高等学校等の授業料の無償化等

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 生活文化局・子供政策連携室・総務局)

- (1) 私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。
- (2) その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。
- (3) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。  
また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。
- (4) 現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。
- (5) 都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

### <現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実

現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和6年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化において、令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45万7,200円に引き上げることとした。しかし、都内私立高校の平均授業料を依然として下回っている状況である。また、国と地方の役割分担の在り方については、4分の1の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、私立高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和5年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。
- (2) その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。
- (3) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

- (4) 現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実

施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

- (5) 都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

参 考

○ 都の現状

<私立高等学校等特別奨学金>

単位：百万円

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補助総額	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444	51,277	44,918

<就学支援金>

単位：千円

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国からの 高等学校 等就学支 援金事務 費交付金	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020	141,058	136,602
都の高等 学校就学 支援金事 務に係る 経費	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863	679,690	673,321

## 6 高等教育に係る経済負担の軽減【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁)

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

### <現状・課題>

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和7年の都内の日本人出生数は、10年ぶりに増加に転じ、前年比1.0%の増加となった一方で、全国は、10年連続の減少で67.1万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に実施した「第16回出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、令和7年に経済協力機構(OECD)が公表した「図表でみる教育(Education at a Glance) OECDインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は51%であり、OECD加盟国の平均である19%の2倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和4年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流である。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成29年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和6年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和7年度は多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和6年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、令和7年度に、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を開始した。令和8年度からは、東京の治安維持・強靱化を支える警察人材及び消防人材を対象とした奨学金返還支援を新たに実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。  
また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。
- (2) 高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

## 7 学校給食費の抜本的な負担軽減【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 教育庁・子供政策連携室・生活文化局)

- (1) 小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減に当たっては、良質な学校給食が提供できる水準とし、国において確実に財源を確保すること。また、非喫食者支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
- (2) 中学校段階等の抜本的な負担軽減も早期に実現すること。
- (3) 私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して独自に実施する支援事業について、必要な財政的支援を実施すること。

### <現状・課題>

学校給食は、児童及び生徒の心身の発達と、食に関する正しい理解や適切な判断力を養う上で大きな役割を果たすものである。一方で、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）等により、小学校段階並びに中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の食材費等の学校給食費は保護者の負担とされており、子育て世帯にとって大きな負担となっている。

こうした中、都は、令和 6 年度より、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用を支援することとした。都内区市町村は、都の支援も活用しながら給食費の保護者負担軽減に取り組み、令和 7 年 1 月に、都内全ての公立小中学校において学校給食費が無償化された。

国においても学校給食費無償化の検討を進め、令和 7 年 12 月 19 日の「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、令和 8 年 4 月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することが示された。しかし、支援の基準額とされた一月当たり 5,200 円（特別支援学校小学部は 6,200 円）は、都内公立小学校及び特別支援学校小学部の平均給食費を下回っているほか、制度構築に当たり 2 分の 1 の都道府県負担が導入され、この地方負担について、令和 8 年度は地方財政措置とされた。また、中学校給食については、「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」とされた。

区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の負担において学校給食の無償化が進められるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

また、国は、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施し、中学校給食についても検討するとしているが、夜間課程を置く高等学校並びに特別支援

学校幼稚部及び高等部の学校給食費については未だ議論されていない。

これらのことも踏まえ、国においては、抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するように求める。

#### <具体的要求内容>

国の責任において抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するとともに、次のとおり、都道府県が実施する独自の無償化の取組を安定的かつ継続的に実施できるようにすること。

- (1) 小学校段階について、子供たちの健全な成長を支える学校給食費の抜本的な負担軽減について以下の措置を早期に講じること。
  - ① 給食費支援の基準額については、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とすること。
  - ② 地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し、国の責任において確実に財源を確保すること。
  - ③ 非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業において、学校給食の提供に必要な調理場等の施設に係る工事・点検により、やむを得ず学校給食が提供できない場合の負担軽減等、支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
- (2) 中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の給食費の抜本的な負担軽減についても早期に実現すること。
- (3) 私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して、都道府県が独自に実施する支援事業に対して、必要な財政的支援を実施すること。

## 8 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 生活文化局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

### <現状・課題>

都は私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、私学振興を都政の最重要課題として位置付け、学校運営に関する助成と保護者負担軽減に関する助成を行っている。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒一人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15%程度と低い水準にある。

### <具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

### 参 考

#### 【都の経常費補助金の実績及び予算額】（令和8年4月1日現在）

学 種	令和7年度交付額	令和8年度予算額
高等学校	76,569,523 千円	76,638,156 千円
中学校	30,098,002 千円	34,397,748 千円
小学校	7,579,586 千円	8,883,011 千円
幼稚園	16,797,277 千円	17,460,734 千円
計	131,044,388 千円	137,379,649 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒一人当たり予算単価（令和８年度）】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A／B
高等学校	59,978 円	309,400 円	19.4%
中学校	52,496 円	308,600 円	17.0%
小学校	50,842 円	308,600 円	16.5%
幼稚園	25,904 円	180,500 円	14.4%

【都の経常費補助金の実績、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	都経常費補助金交付額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
令和3年度	118,846,005 千円	0.5%	17,629,027 千円	△1.8%	14.8%
令和4年度	119,483,265 千円	0.5%	17,832,741 千円	1.2%	14.9%
令和5年度	120,091,904 千円	0.5%	17,925,998 千円	0.5%	14.9%
令和6年度	123,766,681 千円	3.1%	18,268,425 千円	1.9%	14.8%
令和7年度	131,044,388 千円	5.9%	19,004,494 千円	4.0%	14.5%